

○厚生労働省告示第五十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の5中(8)を(9)とし、(5)から(7)までを(6)から(8)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) ロットロンビン

別表第2に次のように加える。

3 ロットロンビンを含む医療機器（検査のための採血に用いる医療機器を除く。）